

# 地球電磁気・地球惑星圏学会規約

昭和22年 5月12日制定  
2020年11月3日最終改定

## 第1章 総則

- 第1条 本会は地球電磁気・地球惑星圏学会 (Society of Geomagnetism and Earth, Planetary and Space Sciences) という。
- 第2条 本会は会員相互の連絡を図り、地球電磁気学および地球惑星圏科学に関連する学術、ならびにその応用技術の進歩に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 講演会、研究会、討論会等の学術的会合を開くこと。
  2. 学会誌その他必要な資料を刊行すること。
  3. 会員の研究事業を表彰すること。
  4. その他必要と認められること。
- 第4条 本会に事務所を置く。事務所の所在は内規によって定める。

## 第2章 会員

- 第5条 会員の種別は、正会員、名誉会員、賛助会員、および学生会員とする。正会員には特にシニア会員、海外会員の区分を設ける。
- 第6条 正会員は地球電磁気学および地球惑星圏科学に関する高等の技術を修め、またはそれらの技術に熟達して本会の目的に賛同する個人。当該年度の初めに原則 65 歳以上で 10 年以上の会員の経歴がある個人で所定の手続きを経た正会員をシニア会員と区分する。海外に在住する個人で所定の手続きを経た正会員を海外会員と区分する。名誉会員は地球電磁気学および地球惑星圏科学に関して功績顕著な者、又は本会の目的達成に寄与した者で総会の決議をへて推薦された個人。賛助会員は本会の事業を援助する個人又は団体。また学生会員は地球電磁気学および地球惑星圏科学に関する高等の技術を修得中の学生とする。
- 第7条 会員は次の会費を納付しなければならない。
1. 正会員は年額 12,000 円とする。ただし、シニア会員に区分された正会員は年額 3,000 円、海外会員と区分された正会員は年額 6,000 円とする。
  2. 名誉会員は会費を納めることを必要としない。
  3. 賛助会員は年額 1 口 (50,000 円) 以上。
  4. 学生会員は年額 3,000 円とする。

## 第3章 役員

- 第8条 本学会に次の役員を置く。  
会長 1 名、副会長 1 名、評議員 1 2 名まで、運営委員 1 6 名、会計監査委員 2 名  
ただし、同一人が 2 つ以上の役員を兼ねることはできない。
- 第9条 副会長、評議員、運営委員は内規に定めるところに従って正会員と学生会員の投票によって決める。  
ただし、会長の任期満了後、会長は無投票で次期評議員になり、副会長が次期会長に就任する。  
会計監査委員は、会長が指名する。
- 第10条 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 第11条 評議員会は、会長、副会長、評議員で構成される。評議員は第 20 条に定める会務を行う。
- 第12条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員で構成される。運営委員は第 21 条に定める会務を行う。
- 第13条 役員任期は 2 年とする。会長は重任することは出来ない。役員に欠員を生じた時は、内規で定める方法で補い、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第14条 本会の事務を処理するため会員多数の研究機関には連絡員をおくことができる。連絡員は会員の中から会長が本人の承諾を得て委嘱する。

## 第4章 会 議

- 第15条 会議を分けて総会、評議員会、および運営委員会とする。会長はこれらの会議を招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは役員の中から議長を指名することができる。
- 第16条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員で組織する。
- 第17条 総会を通常総会と臨時総会とに分ける。  
通常総会は年2回開く。  
臨時総会は次の場合に開く。  
1. 運営委員会の決議によって必要と認められたとき。  
2. 会員30名以上から連署で予め議事を示して要求があったとき。  
3. 会長が必要と認めるとき。
- 第18条 次の事項は総会に提出して、その承認を受けなければならない。  
1. 規約の改正  
2. 事業計画および収支予算  
3. 事業報告、収支決算および会計監査報告  
4. その他会長が必要と認めた事項
- 第19条 総会は国内に在住する正会員および学生会員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし書面によって意志表示した会員と、その出席会員に表決を委任した会員は出席会員とみなす。
- 第20条 評議員会は次の事項を担当する。  
1. 本学会賞の審査、他学会賞および奨励金などの受賞者の推薦。  
2. 重要案件に関する運営委員会への助言。  
なお、本学会賞審査については、その賞の性質上必要と認められる場合には、評議員会の議決を経て、運営委員会にその事項を付託することができる。
- 第21条 運営委員は次の会務を分担する。  
庶務、会計、学会誌の刊行、渉外、講演会、学会連合事務、国際学術交流等。
- 第22条 会計監査委員は、収支決算状況を監査する。
- 第23条 評議員会及び運営委員会はそれぞれ各構成員の5分の3以上の出席がなければ成立しない。
- 第24条 規約の改正は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 第5章 入会および退会

- 第25条 本会の正会員になろうとするものは正会員2名の紹介を得て、会長に入会申込書を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。本会の学生会員になろうとするものは正会員1名の紹介を得て申込み、会長の承認を受けなければならない。
- 第26条 会員は自己の都合により会長に届け出て退会することができる。ただし、年度の途中で退会した場合は前納した会費は返却しない。学生会員は入会から翌年度の8月末あるいは学生会員の資格を失ったときに自動的に退会となるが、再入会（継続申込み）できる。
- 第27条 会費を長期滞納した会員、または本会の会員として適当でないと判断された会員は、運営委員会の決議をへて退会させられる。

## 第6章 会 計

- 第28条 本会の事業遂行に要する費用は会費、寄付金およびその他の収入による。
- 第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 学会誌

第30条 本会は「EARTH, PLANETS AND SPACE」(EPS誌)を他の学会と共同で刊行する。

第31条 EPS誌の編集及び運営はEPS誌学会間内規に基づいて行う。

### 付 則

1. この規約の施行についての内規は、運営委員会の議決を得て別に定める。
2. この規約は、平成25年4月1日から施行する。